

平成29年9月30日

再生へ向けて

当社は、本年5月26日より9月29日までの127日間にわたり、国土交通省中部地方整備局より岐阜県・静岡県・愛知県および三重県の区域内における鋼構造物工事業に関する営業の内、公共工事に係るものについて、「営業停止」の行政処分を受けてまいりました。

これは、昨年10月に発生しました贈収賄事件等により、本年3月8日に当社社員の有罪判決確定によるものであります。

当社は、事件発生より調査に全面的に協力するとともに、12月に「再発防止委員会」の立ち上げ、ならびに第三者を含めた「コンプライアンス検証委員会」を発足させ、その後複数回にわたって会議を開催し、事件の検証とコンプライアンス体制の再構築に努めてまいりました。またこの間、事件に関係した社員の処罰を含め取締役の減俸処分など厳正に対処いたしました。

多くのステークホルダーの皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを心より深くお詫びするとともに、今後はこれまで以上に経営の根幹に「コンプライアンス(法令順守)」を置いて、これまで通りの丁寧な製品づくりで社会インフラを支え、信頼される企業を目指していく所存です。

営業停止が明けた本日「再生へ向けて」、私からのメッセージとさせていただきます。

何卒、倍旧のご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 瀧上晶義